

新庄市障がい者活躍推進計画に基づく取り組みの実施状況

新庄市障がい者活躍推進計画に基づく取り組みの実施状況について、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定により以下のとおり公表します。

1. 計画策定機関

新庄市（市長部局・教育委員会）

2. 計画期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日

3. 評価年度

令和6年度

4. 目標に対する実施状況

■採用に関する目標

「障害者雇用率について、各年度における6月1日の法定雇用率以上であること」

<実施状況>

実雇用率 2.59%（法定雇用率2.8%）

※法定雇用率を下回っていますが、必要雇用人数を満たしているため、この場合は法定雇用率達成となります。

■定着に関する目標

「障がい起因する業務との不適合を理由とした離職者を極力生じさせない」

<実施状況>

当該の離職者は生じていません。

5. 取組内容の実施状況

■障がい者の活躍を推進する体制整備

<実施状況>

- 障害者雇用推進者として、総務課長と教育総務課長を選任しました。
- 障害者職業生活相談員として、選任要件を満たす総務課職員を選任しました。
- 業務支援係の設置に向けて必要な整備を進めました。

■障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

<実施状況>

- 業務支援系の設置過程において、各課等を対象にアンケートを行い、既存業務からの切り出しと新規業務の創出を図りました。

■障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

<実施状況>

- 執務環境について、必要に応じて合理的な配慮を行い、業務上の負担軽減を図りました。
- 募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わず実施しました。
 - (1)特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - (2)「自力で通勤できること」といった条件を設定する。
 - (3)「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。
 - (4)「就労支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - (5)特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

■その他

<実施状況>

- 実習の受け入れを行い、障がいのある方の一般就労に向けた職場体験の機会を提供するとともに、市職員の障がい者雇用に対する理解促進を図りました。